

ります。そこで、今度いよいよ年金をもらおうと思つてそこで申請をして、そこで審査をされるわけですね。そのときに、事務方の方で、本来ならばそこで一号に居して、その期間その保険料が払われていなければ払つてもらわなきゃいかぬし、まあそれは二年間だけですけれども。しかし、長い期間だったらもうそれは駄目だということでは駄目になるんですけれども。

しかし、その担当した者のミスかどうか、あるいは理由は分かりませんが、そのまま三号のままです。そこで規定をして年金をもらつていゝということが多々あつたと、こういうことでござい

○磯崎陽輔君 だから、私の質問は、それをだから調査して国会に報告してくださいという質問なんです。

○国務大臣(細川律夫君) それはどういう形で報告ができるか分かりませんが、検討させていただきます。

○磯崎陽輔君 では、理事會においていただいた調査報告を御検討いただきたいと思つてお

○委員(長(前田武志君) 理事會において協議させていただきます。

○磯崎陽輔君 質問を変えますが、アメリカが國務省のケビン・メア日本部長の発言は極めてゆゆしき問題であると私は考えます。これに対して、今外務省はどのような対処をしておるのでし

か。

○大臣政務官(菊田真紀子君) お答えをさせていただきます。

と申す。何もしないんですか。私は何をしておるかとか聞いたんですよ。日本人は合意文化をゆすりの手段に使う、合意を求めざるを

しなからできるだけ多くの金を得ようとする、日本政府は仲井眞沖繩県知事にお金が欲しいならサインしろと言ふべきだと、こんなことを言つた

と。本人はあの発言録は正確でないと云つていますけれど、発言録を作成した学生たちは、メア氏

は間違ひなくこのように言つた、米政府の地位ある人物の偏見に満ちた言葉にとても驚いた、人種差別

的発言だと感じたなどと話しているところあるんですよ。

今も何もしていないんですか。

○大臣政務官(菊田真紀子君) 何もしていないわけではございません。

昨日、政府といたしまして、枝野官房長官からルイス大使に付しまして、本件に関する日本政府の認識をお伝えをさせていただきました。その上で、米

国政府として沖繩の人々の心情を踏まえてしっかりと対応してもらいたい旨、要請をいたして

しております。ルイス大使は日本政府の認識に同意を示しておられます。あとは、大使が米国の國務

本省と相談をして適切に対応してもらえらるものと

考えております。

○磯崎陽輔君 こういふときに外務省はしっかりと

なすや駄目なんですよ。これは別に与党とか野党とかいふんじやなくて、日本がばかにされているわけだからしっかりとやらなきゃ駄目なんですよ。

う、大使に言つたのはいけれども、米國本國も向かうの大使館から抗議をしない、抗議を。抗議という声を上げなきゃ駄目ですよ。

○大臣政務官(菊田真紀子君) 米國大使のルイス大使は、この問題について極めて真剣に、そして我が國政府と同じ認識を持っておられるものと、私、外務省を代表して感じているところでござい

まして、早速米國大使館は、三月七日、そして抗

して八日の日に大使館の声明を発表いたしております。

その中では、これは米國政府の見解を全く反映をしていないと、米國と沖繩は深く長く幅広い関

係を享受しているということを確認におつしやっておりますので、私は、引き続き米國政府が適切

な対応を取るものとしております。

○磯崎陽輔君 抗議をしたのか、あるいは今からする

のか、する気がないのか、答えてください。

○大臣政務官(菊田真紀子君) 抗議という形がよろしいのか、あるいはほかのやり方があるのか、

どういふ形がいいのか、政府全体できちんと検討しながら、しかしこの問題は沖繩県民のことだけ

ではございません、日本国全体にかかわる問題でありますので、しっかりと対応してまいりたいと思

つております。

○磯崎陽輔君 外務大臣が不在といつても、これ

だけばかにされたことを言つておつて、外務省の対応、私は甘いと思つてます。この前の捕鯨船の話もそうだし、今度もそうだし、こんなことばっかり続けているから日本はばかにされる。もつと

ちゃんとした態度取りなさい。もう一回。

○大臣政務官(菊田真紀子君) 何も対応しないと

いうことではございません。この問題は極めて重要な問題であり、かつきちんと対応していかなければならないと思つておりますので、その方法に

ついては外務省としても、また政府全体としても議論をしながら適切に対応していきたいと思つて

おります。

○磯崎陽輔君 結局まだ何も決めていないという

ことですよ。おかしいと思つてますよ。こんなのは、

従外務大臣が首切られたからといつて、やっぱ

り外務省、ちゃんと政務三役集まつて、役人も集めて、きつちりどうしてどうしてどうするとい

うのが、少なくとも予算委員会開いているこの場

で答弁できないという、こういう政府は私がおか

しいと思つてます。まああなたと、これ以上聞いて

急にならなからこはこれでやめるけど、早

いと思つてます。

それじゃ次に参ります。

○国務大臣(北澤俊美君) 防衛省の見解をはつきりお伝えしたいと、そういうことであります。

○磯崎陽輔君 防衛省の見解というのは何か教えてください。

○国務大臣(北澤俊美君) 要するに、保全隊がど

ういう目的でどういふ活動をしているかというこ

とを御理解をいただくことと、それから個別に小

野委員が指摘された問題については、これは事実

関係を、その隊員の名前等が分かれば事実関係を

調査して御報告申し上げますと、こういうことで

あります。

○磯崎陽輔君 昨日も大臣は個別に聞いたらお答

えすると言つておられますけれども、これ情報機関で

個別に聞いてお答えしていいのかわつたか

らな

監視対象というのがあるんです、監視対象ね。

監視対象に我が自民党の佐藤正久議員が含まれて

おりますか。

○国務大臣(北澤俊美君) 含まれておりませ

ん。

○磯崎陽輔君 宇都宮県議員はいかがでし

か。

○国務大臣(北澤俊美君) 同じく含まれておりま

せん。

○磯崎陽輔君 田母沖俊雄さんはいかがでし

か。

○国務大臣(北澤俊美君) これは、幾つかの議論

を重ねる中で、宇都議員と佐藤議員については具

体的な監視あるいは出入りというような御指摘もあ

りましたので、私の判断でお二人の監視対象とい

うことについては防衛省の保全隊の考え方を申し

上げましたが、あと一つ一つ、これはどうだ、こ

れはどうだということになりますと保全隊の任務

が全うできなくなるといふことで、御容赦いた

な需要喚起の私は効果があるというふうに思つて提案をさせていただいておりますが、大臣、リフォーム工事のポイント導入について何かできないか工夫してみたいと先日答弁をされておりました。この制度について所見を伺いたいと思つております。

先ほど、九日、今日からと言いましたが、二月九日からもう既にスタートしております。十分今の御指摘を踏まえて取り進んでまいりたいと思つております。

○委員長(前田武志君) 以上では沢田明君の質疑は終了いたしました。(拍手)

○委員長(前田武志君) 次に、桜内文城君の質疑を行います。桜内文城君。

ただいま御指摘をいただきました住宅リフォームポイント制度と、こういうものを内容について御提示を賜りました。私自身も、先ほど、それから前の白派議員からの御指摘についても申し上げさせていただきますが、リフォーム市場の拡大というのには非常に大事でありまして、この中にどういう工夫ができるかと、こういう視点で今検討をしておりますが、特に、本日の午後、有識者による中古流通リフォーム市場整備のためのトータルプランを策定するための検討会というものを本日からスタートさせることにしております。この検討会の中で、現在講じているリフォーム市場の整備あるいは施策の効果等を検証して、更にリフォーム市場を拡大していくためにどのような施策を講じなければならぬのか、これを検討しているところであります。その検討の中にこの住宅リフォームポイント制度というものを加えて検討を進めさせていただきたいと思つております。

○長沢広明君 十分に検討していただきたいというふうに思います。

各地で補助制度とか助成制度も行われておりますが、リフォームについては、助成制度だと、その分、業者の方からの料金が上がってしまうとか、そういう問題がありまして、ポイント制度の方が需要喚起につながるという効果があります。こういうことをしっかりとやって、この予算の中についても地域経済にしっかりと効果のある仕事を本来やらなければいけないと、そういうことをしっかりと考えてもらいたいというふうに訴えさせていただきます。

○國務大臣(大島章宏君) 一、だけ申し上げさせていただきます。

先ほど、九日、今日からと言いましたが、二月九日からもう既にスタートしております。十分今の御指摘を踏まえて取り進んでまいりたいと思つております。

○委員長(前田武志君) 以上では沢田明君の質疑は終了いたしました。(拍手)

○委員長(前田武志君) 次に、桜内文城君の質疑を行います。桜内文城君。みんなの党の桜内文城でございます。まず、この参議院予算委員会が質問させていただきます。昨年の臨時国会の際にも野田大臣にお伺いしたことなのですが、どうしても引くかかるところがありまして、まず第一、質問、お聞きしたいと思つております。

今日この予算委員会も、平成二十三年度予算(三案)の審査というふうなタイトルが付けられております。総予算といふと、法令上、国会法の中に、公聴会を今度三月十五日にやりますけれども、総予算の審査に関しては公聴会を開くというふうな条文もございます。

私がここであえてもう一度、是非野田大臣にお聞きしたいのは、昨年七月の閣議決定の中で、いわゆるシーリングといふと、平成二十三年度予算の概算要求組替え基準について」と、その中で、総予算組替え対象経費というものを、新しい概念を導入されております。

総予算組替え対象経費といふと、普通の日本詰の感覚でいいますと、まさに、一般会計、特別会計、政府関係機関予算全てを含めて、それを総組替えるのかというふうなイメージをどうして持つんですけれども、実際には総予算組替え対象経費、よくよく末尾の別表まで見ていくと、一般会計だけ、それも、一般会計から、歳出予算からまず国債費を引き算する、さらには地方交付税、そして社会保障関係費等、それから予備費、さんざん引き算をしまして、僅か二十五兆円程度が総予算組替え対象経費というふうなことになるんであります。

先ほど、九日、今日からと言いましたが、二月九日からもう既にスタートしております。十分今の御指摘を踏まえて取り進んでまいりたいと思つております。

○委員長(前田武志君) 以上では沢田明君の質疑は終了いたしました。(拍手)

○國務大臣(野田佳彦君) 桜内委員にお答えいたします。

委員御指摘のとおり、概算要求の組替え基準は、医療、年金と、それから地方交付税交付金等を除いて、そのほかの幅広い経費ということで約二十四兆円だったんですかね、ということと組替える対象として、概算要求段階で九割に要求を絞り込むというところで、一五兆円の歳出削減を行いました。予算編成過程において、要求段階の見直しにより、これら一兆円の歳出削減を行いました。

これら一兆円、元々日本復活特別枠の措置として、一兆円などの組替えをさせていただいたというところでございますが、これとは別に、事業仕分の第三弾で特別会計についても見直しを行わせていただきました。対象事業四十八事業でございましたけれども、これらの対象事業の見直しをした結果、道路整備事業とか治水事業の見直しなど、今御提示している半年度の予算でも反映をさせていただいております。

また、組替える基準の中に地方交付税交付金外れていましたけれども、これも委員よく御承知のとおり、地財折衝って一番最後の方にできてきますよね。そういうところでも予算の見直しは編成過程ですつと続けておりますので、一般会計、特別会計、基本的には見直しを全て対象としてやってきているということでございます。

○櫻内文城君 何が言いたいのかといふと、総予算組替え対象経費という、まあ名前では知らないんですけど、どうして逆相感があるなという指摘でございますか。

さて次に、社会保障といふと、厚生労働大臣に、先日来問題になっております運用三号について若干御質問したいと思つております。

私も役所におりましたので、あらゆるこういう公文書といふと、こういうものは省内での決裁の過程とかあると思うんですけども、この運用三号については一体どのレベルが最終的な決裁を行った方になるのか。それは大臣であるのか。あるいは、この大臣談話を見ますと、三月二十九日に決定というふうなことにありますので、その段階で大臣の下で決定がなされたということなのか。その辺の経緯を明らかにしていただければと思つております。

○國務大臣(細川律夫君) このいつの段階で決定がなされたかと、こういう御質問でございますけれども、この談話の中にも出ておりますように、発覚したのが、二十一年の末で、職員のアナケートによりまして、そこからこのいわゆる第三号被保険者問題が発覚をいたしました。

このときにまた調査をいたしましたので、社会保障庁の調査による、いわゆる三号被保険者と、号被保険者になつて、まあ記録上あつてはならないという組合せがどれくらいあるかという調査をいたしましたら、百万件を超えるという記録

があると、こういうことになりまして、そこから、  
じゃ、この問題は大きな問題だということで検討  
をしてみたいまして、そこで年金局の者ととして  
年金回復委員会、ここに委員がおられるんですけど  
れども、特に事務的に精通をされている委員の方  
そういう方でいろいろ相談をさせていただいて、  
て、そして大臣の了承の下、年金回復委員会の方  
にかけまして、そこでこのいわゆる運用三号の大  
枠が了承されて、了水というか、異議がなかつ  
たということ、そこで決まったのが三月の二十  
九日の日でございます。そこで一応大臣が最終的  
にこれでいくと、こういうことを決定されたこと  
でございます。

○櫻内文雄君 それは、その席上で、文書なり  
で、決裁文書とかそういうのじゃなくて、三月  
二十九日に大臣の決裁を口頭なりで得たというこ  
とでしょうか。

○国務大臣(細川律夫君) 私が後でいろいろその  
点について聞きまして、決裁と決裁とい  
う形での文書は残っておりません。その年金回復  
委員会には、会合でそのことが了承された、異議  
がなかったということで、大臣がそこで決定をさ  
れたと、こういうことでありまして、書面そのも  
ので決裁の記録が残っているわけではございませ  
ん。

○櫻内文雄君 午前中の大臣の御答弁の中で、そ  
もその今回の運用三号に当たるべき人たちが、  
現場のまさに運用といいますが、によつて三  
号被保険者として受給権を決定していただいたと  
いう例も多数あったというふうにあつたんですけ  
れども、昨年三月二十九日に大臣の決定がなされ  
て、それ以降この十一月十五日に課長通知が出る  
までの間、どういった取扱いになつていたのか、  
あるいはこれだけ時間が掛かつた理由はどういう  
ことなのか、教えてください。

○国務大臣(細川律夫君) その三月二十九日以  
降、十二月十五日、通知を發出するまでの間は旧  
米どおりのやり方で決定をしてみたいまして。そ  
して、その運用三号につきましての準備は、これ

は三月二十九日の時点で決定をいたしましてから  
は、年金局とそれから日本年金機構、こちらの事  
務方といろいろ準備を進めてきていたところでご  
ざいます。

○櫻内文雄君 厚生労働省からいただいた今回の  
この運用三号に関するQアンドAがありますけれ  
ども、約百万人程度じゃないかと、一号被保険者  
の夫と三号の配偶者、それ救えるだけで百万人ぐ  
らいということなんです、一体、これによつて、  
本来であれば国が支払わなくていい年金給付が、  
この運用三号が仮に、昨日廃止されたということ  
ですけれども、そのままであれば年間一億地ら年  
金給付が増えるのでしょうか。

○国務大臣(細川律夫君) この年金記録の不整合  
な故というのが百万件を超える、こういうこと  
でありましたけれども、その不整合な記録が一体  
その期間がどれくらいあつたかというふうなこと  
は本当にまちまちでございます。瞬間的な形で  
調査をいたしておりますから、例えば一か月の人  
もいれば一年の人もいろいろ、あるいは一か月の人  
も長い期間の人もいろいろ、あるいは一か月の人  
も意味では、その記録の整合をきちんとして、  
それをどれくらいこの年金に換算をするかという  
ことについては、これはちよつと計算をしないとい  
ふでございます。ちよつと答えられないとい  
ふことでございます。

○櫻内文雄君 昨日、質問通告とレクのとときから  
ずつと計算しろというふうに行つてまいつたんで  
すが、百万人という数字があつて計算できないわ  
けはないと思ひます。

既に、先日の国会の大臣の御答弁の中で、この  
三月中に既に概算テーブルが現場に回つていて、お  
支払いをする金額が幾らかあるというふうにおつ  
つております。そういう人々で、四  
百人ぐらゐあるというふうにもおつていま  
すけれども、そういう人々、それから機械的に  
こういう仮定を置きましたというところで計算をし  
てくださると昨日来つたとお願ひしてきていたん  
ですが、このとおりの御答弁だと非常に不誠実だ

と思ひます。  
金額が幾らかというのほもちろん仮定の置き方  
によつて違ふと思うんですけども、約八千億円  
程度じゃないかという数字を刷してある方もいま  
す。これが正しいかどうかは別といたしまして、  
これ、総務省の年金業務監視委員会では国民年金  
法違反だという指摘がなされているとのことです  
けれども、私はむしろ憲法八十五条との関係が問  
われるべきじゃないかと考へております。「国費  
を支出し、又は国が債務を負担するには、国会の  
議決に基づくことを必要とする。」という憲法八十  
五条の文句がありますけれども、少なくとも支出  
が増えるわけですね。国民年金法をしっかりと  
適用していただければ国が支払わなくてよかつた年金を  
給付してしまふ、それから、あるいは今年度決定  
がなされないとしても国が債務を負担するという  
ことに私はもちろん感ずると思つております。

○国務大臣(細川律夫君) この今回の運用  
三号課長通知は連立の通知ではないでしょうか。  
○櫻内文雄君 これは本米ですと一號被保険者とし  
て保険料を払つて、そして年金を将来受領すると、  
こういうことでありますけれども、しかし、その  
届出をしていない、そういう方がおられて、これ  
をどうして三號被保険者のままずっと記録が残つ  
ていたかと。

いろいろな事情がありますけれども、この三號  
被保険者の制度ができましたのが昭和六十一年で  
ありまして、その後、六十一年から平成十年ごろ  
までこの取扱いについては、届出をしなればな  
らない、そしてそういうふうには正しく保険料が払  
われなければいけない、そういう人々に対して、切  
実な保険料の方からちゃんと届出をしないとい  
うようなこともやつていなくなつたときがあるん  
です。そして、十年から十七年ごろまで、これは本  
人に届けなさいと、こういうことを勧奨したこと  
もありました。ただ勧奨のしつ放しという  
こともございました。そして、十七年以降は、こ  
の十七年に総務省の方から強く勧告を受けまし

て、それからは割と記録をきちんとして突き合わせま  
して、不整合な場合には助戻の催促をして、そし  
て届出がなければ職権でその記録を訂正すると、  
こういうことをやつてきたわけでございます。

その間、だから御本人の人たちは、ある面でも自  
分が、三號被保険者というのをごどういうものかと  
いうことも知らない方もたくさんおられたよう  
でありますし、また現場の社会保険事務所では、三  
號被保険者として手続をきちんとしてやらすに、そ  
のまま三號被保険者として扱つて年金の受給を決定  
したと、こういうようなこともあつて、社会保  
険庁の方もいろいろな苦慮があつたということも  
これも事実なわけでございます。

したがって、一號被保険者でありながら三號被  
保険者として表示されている人を、今度きちん  
と選んで第一號被保険者として訂正をすれば、そ  
うしますと、受給権者としては、これは年金額が減つ  
たり、あるいは過払いだつたら取り戻さなきゃい  
かぬ。そしてまた、そういうその……(発音する  
者あり)はい、今ちよつとこの経過を説明いたし  
ております。そこで、被保険者についても、もう  
そろそろもらえるだろうと思つた人が、今度は三  
號被保険者だつた長い期間があつたらそれが駄目  
になるとか、そういうこともあつてその人たちに  
不測の不利益を生じると。

こういう、一方で公正にやらなければならぬ  
ということ、それをやれば本人たちに不測の損  
害というか予定が狂うと、こういうようなことで、  
そういう中で、今までの運用のやり方、これがま  
ちまちであつたということもあつて、そこで一旦  
整理をする、こういうことでやつたわけでありま  
して、そういうやり方については……

○委員長(前田武志君) 答弁は簡潔にお願ひいた  
します。

○国務大臣(細川律夫君) はい、済みません。  
ちよつとここが大事なところでございますから、  
憲法論でございますから。

そういうことがやることについて、それは法律  
には反するものではないと、こういう比較考察の

ことでありますから、そこは法律には違反はして  
いないと。これは法制局の方の御判断でもござい  
ますから、御理解をいただきたいと思ひます。

○櫻内文雄君 憲法論をお聞きしたつもりです。  
比較考案というのは民法上の話でありまして、こ  
ういった憲法上の、公法上の判断で言うべきもの  
ではないと思ひます。

長々と御説明いただいたんですが、憲法八十五  
条に違反しているというふうには考えます。特  
に、この憲法八十五条が憲法に規定されてい  
るからでなければ、この国民年金、二分の一が国  
庫負担、血税ですよ。血税というのは、その名の  
とおり共和制ローマの昔から、兵役に行く代わり  
に、命の代わりに差し出す税金ですよ。それを議  
会が、国会の議決をもつて出すかどうかを決める  
そのプロセスをあなた方は飛ばしたんですよ。全  
く議会制民主主義というのを理解していない厚生  
労働省、そして大臣だというふうには言わざるを得  
ません。

時間が短いので、次の質問に行かせていただき  
ます。せつかく、与謝野大臣、来ていただきまし  
てありがとうございます。玄葉大臣もありがとうございます。  
○委員長(前田武志君) 時間が参っておりますの  
で、前席にお願ひします。

○国務大臣(玄葉光一郎君) はい、端的に。  
内閣の請は与謝野大臣がされました。

医療、介護では、例えば医薬品、医療機器、再  
生医療、これは苦しい成長が見込まれるというふ  
うに思ひますし、また同時に、この海外展開とい  
うこともあり得るんだらうと。そういう意味では、  
こういふ問題のイノベーションというのは我々  
の観点からは大事だというふうに分所をしてお  
ります。

○櫻内文雄君 以上で終わります。  
ありがとうございます。

○委員長(前田武志君) 以上で桜内文雄君の質問  
は終了いたしました。(拍手)

○委員長(前田武志君) 次に、田村智子君の質問  
を行います。田村智子君。

○田村智子君 日本共産党の田村智子です。  
国民健康保険料・税の滞納世帯が三年連続して  
二割を超えました。我が党地方議員の元には、高

燃きて払えないという相談とともに、突然財産を  
差し押さえられたという深刻な相談が相次いでい  
ます。

まず、国保料・税の差押え、二〇〇五年と比較  
して近頃の数字を教えてください。

○国務大臣(細川律夫君) 田村委員にお答えいた  
します。  
国民健康保険における余額の差押件数は、平成  
十七年度においては七万七千世帯、そして平成二  
十一年度におきましては十八万二千世帯でござい  
ます。五年間で十万余世帯が増加しております。

また、全国の差押金額につきましては、平成十  
七年度において二百九十九億円、平成二十一年度  
におきましては六百六十四億円であり、五年間で  
三百四十五億円増加をいたしております。

○田村智子君 延べ件数も金額もこの五年間で二  
倍以上に増えています。  
それでは、収納率の方はこうした差押えで改善  
をしているんでしょうか。お答えください。

○国務大臣(細川律夫君) 国民健康保険におきま  
す収納率につきましては、平成十七年度におきま  
しては九〇・一五%、平成二十年におきまし  
ては八八・〇一%でございまして、五年間で、  
一四%低下をいたしております。

○田村智子君 収納率は過去最低なんです。どん  
なに滞納処分を強化しても滞納は減るところか増  
えている。大臣、これはなぜだとお考えですか。

○国務大臣(細川律夫君) 収納率が低下した要因  
といたしましては、これは、一つは、二十年秋のリー  
マン・ショック以降の急激な景気悪化だと、こう  
いうふうにご考えられます。もう一つは、平成二十  
一年度以後期高齢者医療制度が創設をされました  
取納率が高い後期の高齢者が国保から抜けたとい  
うことが原因になつていられるのではないかとと思  
います。

○田村智子君 現役世代の収入が本当に落ち込ん  
でいて、そして国保料・税が高過ぎる、これはも  
う明らかだと思つてます。実際、国保新聞の市町  
村アンケートを見ましても、収納率低下の要因と

して多くの自治体が、長引く不況、所得の減少で  
納税能力が低下、失業者は払えないと、こう答え  
ています。  
実は、私たち日本共産党、何度もこういう問題  
取り上げてきました。昨年の予算委員会でも我が  
党議員がこの高過ぎる国保料の問題を取り上げ、  
鳩山首相は、看過できない、新たな財源確保に努  
力してまいりたいと答弁しています。

それでは、この高過ぎる国保料・税引下げのた  
めにどんな努力をして、来年度予算ではどんな地  
策が講じられていますか。

○国務大臣(細川律夫君) 委員も御承知のよう  
に、国民健康保険では、その年齢構成が高くて、  
そして低所得者が多いと、そして健康保険のよう  
な事業主負担が少ないと、こういった事情があり  
まして非常に財政力が弱いことから、他の医療保  
険制度に比べて多くの補助がなされております。

しかし、国民健康保険の財政は厳しい状況にこ  
ざいますから、平成二十一年度で暫定措置の期限  
を迎えましたが、財政基盤強化策を、二十一年度から四  
年間延長をいたしました。そしてまた、非自発的  
失業者の保険料を軽減するための費用を平成二十  
三年度予算においても確保する、こういうことで  
低所得者やあるいは中所得者層の保険料負担の軽  
減を図つたところでございます。

○田村智子君 今御説明いただいた施策は、自  
民・公明政権時代の延長なんです。離職者のた  
めの軽減策というの、これは例えば非正規労働  
者が期間満了で雇止め、こうなつた場合の失業  
には適用がされない。そういった手を打つて、問  
題は実際に国保料・税が引下げになつていられるの  
かどうか。大臣、もう一度お答えください。

○国務大臣(細川律夫君) 確かに委員御指摘のよ  
うな厳しい状況でありますけれども、私どもとい  
たしましては、この高齢者の医療、これに大変お  
金も掛かっているわけでありまして、したがって、  
この国民健康保険の構造的な問題を解決をしなけ  
ればいけないと、こういうこともありまして、今、  
国と、国というか厚生労働省と地方の協議の場を

パナママックスであるため、現在思いついでパナマ運河の拡張工事が進んでいるところであり、世界の港湾の中心であるパナマにおいて開催される第百二十四回IPU会議で我が国の港湾政策を反映した平成の開国を世界に訴えていけるよう頑張つてまいりたいと思います。

少し早いです、お昼に常任委員会もありまして、これで私の質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○委員長(前田武志君) 以上で西村まさみ君の質問は終了いたしました。(拍手)

午後一時に再開することとし、休憩いたしました。

午前十一時三十分休憩

午後二時間会

○委員長(前田武志君) ただいまから予算委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、平成二十三年年度総予算案を一括して議題とし、これより社会保障に関する集中審議を行います。川合孝典君。

○川合孝典君 民主党・新緑風会の川合孝典でございます。

菅総理を始め、大臣の皆様には連日の予算審議、誠に御疲れさまでございます。

今回は、社会保障にかかわる集中審議ということでございまして、私の方からは全般的に社会保障関連の質問をさせていただきたいと思っておりますが、まず最初に、昨今メディアを非常に騒がせておりますいわゆる運用二号、第三号被保険者の記録不整合問題について少し御質問をさせていただきます。

まず確認なんですけれども、この問題は、昨年、当時の厚生労働大臣であった長妻議員が、旧社会保険庁がその後現在の日本年金機構に移行するに当たって職員の方々にアンケートを取った、このアンケート調査の結果、この第三号被保険者

の年金記録に不整合が生じているということが判明したというふうに向つておりますが、この認識で間違いないでしょうか。

○政府参考人(石井慎秀君) お答え申し上げます。

第三号被保険者の記録に不整合があるという問題につきましては、委員御指摘のとおり、平成二十一年十二月に旧社会保険庁が当時の職員、また歴代の職員OB、これらの者に対して行ったアンケート調査の結果から明らかになったものでございます。

○川合孝典君 そうですね。

ちなみに、連日の報道等、これ見ておられますと、およそ百万人を越える方々に対してこの問題、不整合問題で影響が出るというような報道がなされております。言い換えれば百万件の記録の不整合が生じているということでありまして、この事実を私知りまして大変驚いた次第であります。

政府・与党としてはこの事実を早く受け止めなければいけない、このことは当然でありますけれども、同時に私は違和感を感じました。では、今まで一体どうやってこの第三号被保険者の個別変更の管理を行っていたのかという、ここに疑問がつかまして質問をさせていただきたいというふうに思います。

この問題につきましても正確に御理解をいただきますために、資料を、パネルを作つてまいりました。一目のパネルをお願いいたします。(資料提示)

このパネルは、第三号被保険者に係る届出勘定及び職権による被保険者種別の変更についてというところでございまして、要は、これまで制度ができた昭和六十一年以降どうやって対応がなされてきたかというものが書かれたものでございます。

具体的には、平成九年の一月に基礎年金番号が導入されておりますが、その後、具体的な対応としては、平成十年の四月、ここから、もしも届出

が出てこない場合には届出の勘定というものを始めたということでありまして、例が書かれておりますが、御本人が転職をされた場合、二号被保険者から一号に例えれば変更をなされた場合ですと、その勘定の収入が増えた場合ですと、年収が百三十万円を越えてしまうと、これは健康保険組合は除くということですが、この場合、二か月後その勘定が二号のままの場合には、これを届出の勘定を役所の方で行うという手続を取つたわけでありまして、その後、四か月たつても、勘定しては再度届出勘定を行うと、こういう手続をしたわけでありまして。

二回やるということですが、二回やつても届出がなかった場合は、ある意味そのまま放置されてしまつていたというのが現状であります。

次に、その後、平成十七年には、届出勘定をしたも届出がない場合、職権による種別変更を開始いたしました。例として書かれておりますが、夫、妻、それぞれが条件が変わつたことにより、二か月後、妻が三号のままの場合に届出勘定を行う、そして、健康と違つたのは、四か月後、勘定しても奥さんからの届出がない場合には職権による種別変更を行うと、こういう対応をやつたわけでありまして。

このこれまでの対応状況を踏まえて厚生労働省にお尋ねしますが、この第三号被保険者の記録不整合について、厚生労働省としてはいつごろからこの問題の存在というのを把握しておられたのかということですが、よろしくお願いたします。

○副大臣(大塚耕平君) 先ほどの審議官の答弁と若干異なるかもしれませんが、厚生労働省といたしましては、昨年の秋にこの問題を認識をしたということでございます。長妻前大臣の下で、旧社会保険庁、日本年金機構の職員の方々に、この際だから、年金制度を信頼できるものにするために、いろいろと問題点、お付けの点があれば正直に申告していただきたいということでお申出

いただいた様々な情報の中からこの問題を認識いたしました。

○川合孝典君 ということですね、ということ。昨年より以前は問題があつたこと自体認識されていなかった、若しくは分かつていなかったということでございます。

ちなみに報道では、今回の問題で影響が出る方が百万人以上だということな数字が出ております。この数字は正しいのでしょうか。該当される方というのは実際どのぐらいおられるというふうな御認識をされているのか。この点についてお伺いしたいと思います。

○副大臣(大塚耕平君) おおむね数十万人から百万人ということで厚生労働省の現在の認識を公表させていただきます。

その根拠となりますのは、今申し上げました一昨年のアンケートとほぼ並行して、一昨年の七月から八月にかけてデータ抽出をいたしました。記録の不整合のみならず、体中がどうなつているのかという作業を前段階の皆さんが一番最後の局面から日本年金機構では行つていたようでありまして。

したがって、その結果が実際に出ましたのは昨年、平成二十二年の一月でありますけれども、その調査の結果出てきたデータの中に記録の不整合の方が百三万件あつたことでもあります。ただし、その後、実際に記録を補止された方々や、その後また不整合が発生していらつしやる方々がいらつしやいますので、概算でございますが、現状としては数十万から百万程度という認識を公表させていただきます。

○川合孝典君 職員の方からのアンケート結果というところで、実際現場で仕事に携わつていた旧社会保険庁の職員の方々の中ではそういう認識が少なからずあつたということは、これは確定であります。

次のパネルを御覧いただきたいんですけども、これまでのこの第三号被保険者の種別変更にかかわる対応について、これを時系列でこれ簡単

に並べたものでございます。

昭和六十一年の四月に制度が創設されて以降、現在に至るまでの間、先ほど一枚目のパネルにありましたものと別、平成十年までの間に四回のこの種別変更の届出勧奨というのを実は行っているわけでありまして、大体二年から三年置きに勧奨を行っているという、これが事実であります。

こうした度重なる届出の勧奨を行う、この対応を見る限り、先ほど大塚副大臣からもお話がありました、厚生労働省並びに旧社会保険庁では、この第三号被保険者制度、かなり早い段階から種別変更に関心が生じているという懸念を持っていたからこうした度重なる勧奨を行っていたと考えるのが私は自然だというふうに考えております。

そこで、大塚副大臣にお伺いをしたいんですけれども、この昭和六十一年の制度創設以降、こうした問題を認識していたにもかかわらず、なぜ抜本的な改革を行うことをしなかつたのかということ、この点について少し御認識をお伺いしたいんですけれども。

○副大臣(大塚耕平君) これは、なかなか私の立場では申し上げにくい点でもありますが、今、川合議員が御指摘くださいましたように、現場では少なからずそのような懸念があるからこそ勧奨を始めていただいたわけでありまして、あとはその勧奨をした結果として、この三号記録と、号記録の不整合がどの程度発生している、もしそれが膨大な量に上るといふことであればしるべき措置をとらなければならぬというの、そのときの政府の御判断であつたと思っております。

○川合孝典君 私は、この件について、どこにどう責任がということも申し上げるつもりはございませんが、言うまでもなく、年金制度というのは過去から現在、そして未来に向かって長いスパンで見なければいけない制度でございます。したがって、その長いスパンの中でどういう対応を行ってきたのか、そしてこれからどういう対応を行うのかということこそが求められているわけでありまして。

そして、今回、運用三号というこの言葉でもって、非常に国民の皆様どういふことなのか分からず、混乱されておられると思っておりますけれども、従来、問題としてありました消えた年金、それから市に浮いた年金の問題が数年前に起こりました。

この場合には、本来もらえるはずの年金をもらえない方が出てきてしまったということでも非常に問題になったわけでありまして、今回のこの第三号被保険者の問題につきましては、本来、手続を変更しなければいけなかつたにもかかわらずしなかつたことによつて、ある意味、人によつては年金の過払い状態が発生してしまつていたり、年金の受給資格を満たしていないにもかかわらず年金を受け取る方が出てきているという、全く逆の状況が起つてきているわけでありまして。

要するに、これは今回問題が発生したことによつて騒ぎが起つておりますけれども、何もせずにいた昭和六十一年から現在に至るまでの間と、この点は、事実上運用三号状態があつて、そして過払いの状態がずっと続いていたということ、これが私には事実であるというふうに思つておりますが、この点についての大塚副大臣、御認識いかがでしょうか。

○副大臣(大塚耕平君) 今、事実上の運用三号状態という御表現をいただきましたけれども、結果的に、冷静に振り返つてみれば、そういう状態にあつたということだと思つております。

○川合孝典君 お分かりでしょうか、今回、具体的な抜本的な対応策を打ち出した、そしてそれが課長通知という手法をもつてやつたということ、このことについて、不公平感を始め、またモラルハザードの問題等で様々な議論がなされているわけでありまして、元々この第三号被保険者の記録の取扱いについてはずっと温存されてきたわけでありまして、

ちなみに、一点確認しておきたいんですけれども、大塚副大臣、昭和六十三年から平成十七年に至るまでの間、六回勧奨が行われておりますけれども、この勧奨について、対応というのは、これ

今回と同じように課長通知によつて行われていたものなんですか、この点、ちょっと確認させていただきます。

○副大臣(大塚耕平君) 昨日質問通告をいただきました、これまで知りませんでしたので、改めて調べてみました。調べたところ、先生御指摘の指導は、旧社会保険庁の運用部年金指導課長の課長通知で行われておりました。(発言する所あり)

○川合孝典君 お分かりでしょうか、今回、非常に議論になつております、大きな影響が出るというこの運用三号なんですから、元々制度ができてから以降、昭和六十三年以降、ずっと課長通知でもって対応されてきたわけでありまして、私どももそのこと自体に対して、野党の方からも先ほどお声が掛かりましたが、課長通知でこの制度を行つていたということ自体に問題があるというふうに思つております。

ちなみに、この間、昭和六十三年以降、厚生大臣並びに厚生労働大臣をやられていた方々には、当然、当時与党であつた自民党のそうそうたる議員の皆さんを始め、私たちが民主主義の現在の管理理もやつていらつしやつた、公明党の坂口先生もやつていらつしやつたわけでありまして、これは、どなたがやつていらつしやつたそのときにも、

それからもう一つ、大塚副大臣にお伺いをしたいと思つてますが、この課長通知というものの自体的な取扱いとして、この課長通知というのは大臣に対して報告の義務等というものはそもそも有しているものなんでしょうか。

○副大臣(大塚耕平君) その点はケース・バイ・ケースというのが実態であると思つております。もちろん、極めて義務的なものである、これは課長の判断でできることもありますし、しかし、事柄に仰ぐべきものもあつたと思つております。あるいは実務的なものであつても事柄の影響によつては大臣や

副大臣や政務官、かつては政務次官という立場の方もいらつしやつたけれども、そういう政務の判断を仰ぐないしは報告をするということもあろうかと思つております。しかし、その課長通知を出す権限自体は課長自身にあるということだと認識しております。

○川合孝典君 ありがとうございます。改めてこの問題について申し上げますが、今回のこの第三号被保険者の年金記録不整合にかかわる問題の本質というものであります、これまで質疑の中からはつきりしてきつたことは、そもそも現在の年金制度というものが自体が申請主義、届出主義ということ、届けていただくということに基づいた制度となつてきているということ、元々被保険者情報の正確な把握を一〇〇%行うということが無理だということ、このことはもうはつきりしているわけでありまして、それからもう一つは、この第三号被保険者にかかわる対応、いわゆる一般的な年金行政にもかかわつてまいりましてけれども、こうした大事な問題が実は国会での審議もなく、法改正の必要のない課長通知でもつて行える状態がこれまで温存されてきたという、この実は一つが大変大きな問題であるわけでありまして。

もちろん私たちは現在の与党として、現在それからこの年金制度の未来に向かってどうするかということの方向性をきちんと見出していかなければいけないその責任は重く負つていくわけでありまして、過去の誤りも、過去から現在、そして未来に向かって問題を解決するためには、過去に誤りをして若しくは見付からなくて温存されてきた問題を解決するということも含めて、これは私は与野党を問わず問題解決のために取り組むことこそが国民の皆様への期待であると、このように確信しております。

是非ともこの点につきましては与野党の皆様との真摯な御議論をお願い申し上げます。

そこで、この問題を今後どうしていくかということでございます。

消えた年金、市に浮いた年金、そして今回この

運用三号、第三号被保険者の記録不整合という、  
こういう問題が起つてきました。そのことによつて更に年金制度に対する国民の不信感、不安感というものが非常に高まってしまいました。したがって、この不信感、不安感を感じながら、速やかに払拭するのかが、このことから求められていることであり、そのことを国民の皆様も聞きたい、聞きたがっていると思っております。

そこで、細川厚生労働大臣にお伺いをしたいと思います。思いますが、今後この問題に対して具体的にどのような対応を取っていくのか、時間軸の問題も含めて、分かりやすく御説明をいただきたいと思っております。

○国務大臣(細川律夫君) この問題につきましては、年金制度に対する国民の皆さんの信頼を取り戻すということで、私としてはこれははつきりやっています。したがって、これまでの運用三号につきましては、せんだつてこれを廃止をいたしました。そして、この後私たちは法律を改正して、そして抜本的な改善案を作っていくと、こういうことを決めたわけでございます。

これについては、被保険者として既に年金をもらっている受給者、それぞれ大変重要な、そして将来にわたつての大事な問題でありますから、私どもとしては、せんだつて提案をいたしました過去の払っていない未払の期間については、これを受給資格期間ということで認めまして、そして遡つて保険料を支払うことができるというふうな形にしていきたいというふうに思っております。そして、なかなか急に遡つてたくさんのお金も払うということもできない方もおられると思っております。いろいろな工夫もしたいというふうに思っております。

また、既に受給している方については、これはまた、既にもらつておられて生活もそれでできているお年寄りですから、それを過払い分として取り戻すとかという問題、これも大変な難しい問題

でございます。そういういろいろな論点をしっかりと議論もさせていただいてその法律案を作っていくというふうな思っております。

これは本当に数の多い、多くの国民の皆さんが権利の問題として、生活の問題として大変大事な問題でございますから、どうぞ国会の先生方もこの点について解決に向けて御議論をさせていただいて、解決をしていただきたいというふうに思っております。

○川合孝典君 ありがとうございます。大層からのお話もございました。この問題は対応を誤りますと年金の減額、そして年金の意図では、大変デリケートな問題でございます。したがって、これから国会できちんと議論を行つた上で、年金を受給されている方々が困られないような、国民の皆様にも優しい、そういう制度設計を私からもお願い申し上げます。このことを申し上げまして、この問題につきましても、終わらせていただき、次の問題に移りたいと思っております。

今、年金の記録の問題が出てまいりました。今度は消えた年金、宙に浮いた年金と、いわゆる、いわゆる宙に浮いた五千万件の年金記録のその後の状況についてお伺いをしたいと思います。二年ほど前まで大変世間の皆様をお騒がせしたこの問題であります。民主党としては、国家プロジェクトとしてこの年金記録問題の解決に向けて取り組むという姿勢を当初から打ち出して取り組んでまいりましたが、その後この年金記録の解明がどの程度進んだのかということにつきまして、多くの国民の皆様は御存じではございません。したがって、この場で今、年金記録の解明状況がどのようになっているのか、この点について御説明をお願いしたいと思います、よろしくお願ひします。

○副大臣(大塚耕平君) 中実関係でございますので、私から御説明させていただきます。最新の報告は、昨年十二月末時点の報告でござ

いました。

まず第一点として、約千五百四十一万件の基礎年金番号に既に消えた年金のデータが統合済みでありまして、第二点として、今後更に解明を進める記録は、平成十九年の十二月末時点、つまり三、年ちよつと前に比べますと、その当時二千四百四十五万件あったものが現在は九百七十九万件まで減少しております。

○川合孝典君 ありがとうございます。現状、五千万件のものが四千万件強減つて、残り一千万件を切つたという、こういう状況が今あるわけでございます。この年金記録問題をめぐつては、将来に対する大きな不安を国民の皆様にお与えをいたしました。けれども、消費がなかなか伸びてこない、こういう状況も、将来不安ということも懸念される国民の皆様への消費性向が、将来に対する不安があるがゆえに貯蓄に回つてしまつていっている、こういうことも今の日本の景気に大変大きな影響を及ぼしているというふうに私認識いたしております。多くの国民の皆様が、この消えた年金、消された年金の問題をきちんと解決して、そして、必ず払つた年金の保険料が受け取れるという体制の確立を望んでおられるわけでありまして、この消えた年金、宙に浮いた年金の問題解決に向けて更なる取組をお願いしたいと思います。同時に、今後どういうタイムスケジュールでこの問題に対して取組を行われるのか、この点についてお伺いをしたいと思います。

○副大臣(大塚耕平君) 三、点申し上げたいと思っております。まず第一点は、紙台帳とコンピュータ記録の突合、これは今本当に必死になつて行つているところでございます。私も、過日、東京の拠点を視察してまいりましたが、本当に大勢の職員が皆さんが全国民の皆さんの年金記録の照合作業を今行つておりますので、これはできる限り早く終了

させなければいけないと思っております。これは一点目の今の状況でございます。

ただし、二点目として、これは、一体どのぐらいのペースで、あるいはどのぐらいの予算を掛けて行い得るのかということも、今年の夏までに一度今後の見直しをこれまでの実績と併せてチェックをして、更に今後のタイムスケジュールをしつかりと押さえておきたいと思っております。これは二点目でございます。

それから三、点目として、国民の皆さん御自身がチェックをしていただけるように、インターネットを御利用して御自分の記録を確認していただくことのできるねんきんネットが先月の末からスタートいたしました。これについては、国民の皆様が御自身のお持ちになつていらっしゃるパソコンからもちろんアクセスができませんが、パソコンからつらつしやらない方々等のために、郵便局にも御協力をいただいております。郵便局のパソコンで確認をさせていただきます。今は全国の二百局で御協力をいただいております。今後は全国の二百局で御協力をいただいております。国民の皆様への御協力をいただいております。

○川合孝典君 ありがとうございます。あらゆる手段を使つて問題解決に向けて取り組むのはこれはもう当然のことです。同時に、国民の皆様に対して、冒頭申し上げましたとおり、今の解明状況を進捗状況も含めて少しでも状況を御説明するという努力も私は必要だと思っております。ですので、その点についての取組もこの際求めておきたいというふうに思っております。

次の問題に移らせていただきたいと思います。これは、次は医療制度の改革について御質問させていただきます。政権交代が起つた選挙のときの大きな争点の一つとなつたのが、皆様の御記憶にもあるとお

月の末までに社会保障のあるべき案を案を伴れ  
と、こう言われております。五月、六月にかけて  
今度は税制について議論を進めて、六月には税・  
社会保障一体改革の案、これは数字の入ったもの  
を党内閣の案として提示できるようにする。そ  
の後の法案でございませうけれども、税法の百四系  
は平成二十三年度中に法的な整備を行えというこ  
とを命令しておりますので、いずれにしても平  
成二十三年度中にはこのことを政府としても、国  
会としても成し遂げなければならぬと思つてお  
ります。

○川合孝典君 ありがとうございます。

この一連のプロセスがなかなか現在見えてこ  
ない、このことについては、国民の皆様は、一休ど  
ういう改革になつていくのかということが見えな  
いことに対する不安というものを恐らく多くの方  
がお持ちだと思つております。分り  
やすく今おっしゃったことを政府として国民の皆  
様にお示ししていく、説明していくということが  
とても大切なことだと思つておられます。

この点について、菅総理、是非とも分り  
やすい説明というものを国民の皆様にお願いをし  
たいと思つていますが、この点について総理の御見解  
を、急な御質問であります、お伺いしたいと思  
います。

○内閣総理大臣(菅義偉) 今、与野野担当大臣

の方からお話をいただきましたけれども、現在、  
四月に向けて、あるべき社会保障の案、これをま  
ず徹底的に議論していこう、この指針が非常に重  
要だと思つております。その中で、それを実現す  
るため、あるいは維持可能なものにするためにど  
ういう財政的な措置が必要であるか、そのことを  
六月までには併せてワンパッケージのものとして  
国民の皆さんにお話しをします。

もちろん、そのもう一つ大きな枠組みでい  
え、日本の経済成長あるいはデフレからの脱却、  
こういうものが成長戦略などで掲げているそう  
いふもの、実現というものと並行して進むといふこ  
とが特に必要なことでもありますので、そういう

た経済の成長というものを回復して、そして今申  
し上げたような四月、六月の段階でできつつとし  
案を出していく、その中で、できれば野党の皆さ  
んととの協議ということも踏まえながら、平成二十  
三年度の末までに与野党合意の中で、一つの案が固  
まり提案できていることを強く期待をし、全力を  
挙げていきたい、こう思つておられます。

○川合孝典君 国民の皆様はきちつと説明し御理

解をいただく努力、そのこととても大切なこと  
であります。是非とも、刻も早く国民の皆様に分  
かりやすく今このことを御説明をいただきたい、改  
めてお願い申し上げます。

先ほど与野野大臣の御答弁の中に附則百四系  
のお話がありましたので、基礎年金の国庫負担の  
分の、への引上げのための措置に關してお伺い  
します。

先ほど与野野大臣の御指摘にあつた附則百四系  
というものは、自民党政権下の平成二十一年三月  
十一日に公布された所得税法の一部改正法の附則  
の百四系ということでありまして、ここには何と  
書かれてあるかと申しますと、政府は、基礎年金  
の国庫負担割合の二分の一への引上げのための財  
源措置並びに年金、医療及び介護の社会保障給付  
並びに少子化に対処するための施策に要する費用  
の見直しを踏まえつつ、平成二十三年度を含む三年  
以内の景気回復状況を好転させることを前提とし  
て、遅滞なく、かつ、段階的に消費税を含む税制  
の抜本的な改革を行うため、平成二十三年度まで  
に必要な法制上の措置を講ずるものとする、こ  
う書かれておられます。

恐らくお聞きになられていても何が書かれてい  
たのか分からないような複雑な文章であります  
が、私、この文章の中で注目してありますの  
は、平成二十三年度を含む三年以内に景気回復状況  
を好転させることを前提とするというこの、文で  
あります。

この改正の前提を満たしているのか、この点につ  
いて与野野大臣にお伺いしたいと思います。  
○国務大臣(与野野野) 当然、法律に書いてあ  
るとおり、景気回復を待つてという条件が消費税  
を始めとした税制の実施のための必要條件であり  
ます。ただし、法的整備は平成二十三年度中に要  
求されているというのがこの条文の趣旨であると  
私は思つております。

○川合孝典君 この経済状況の認識というものを

どうとらえるか、そのこと、とらえ方によつてそ  
の後の対応というものが大きく変わってくるとい  
うことがあります。何とか立て直さなければいけ  
ない、二分の一の負担の措置をしなければいけない  
ということもございませうが、現在の景気状況、困  
民生活の状況というものが十分に把握し、配慮を  
した上での対応というものを心から切に願うわけ  
でございます。

次の質問に移りたいと思つております。次のパネルを  
お伺いします。

少子高齢化の進行状況についてということでは  
パネルを作つてまいりました。このパネルにお示し  
しておりますのは、我が国の社会保障制度が整備  
された時代と現在の状況の推移というものを書か  
れております。上の棒グラフは名目GDPの成長  
率であり、下の棒グラフは人口構成比ということ  
になつております。

御覧いただくと、目撃感で、名目GDP成長率  
は右肩下がりで成長率が鈍化しているというこ  
と、同時に、下の人口構成比については、人口増  
が止まらなくなって、その後、人口減少に向かっ  
て動き始めているという二側が書かれてあります  
が、この中で私が注目しておりますのは、下の  
赤で囲まれたところでありまして、九・一、倍、五・  
倍、六倍等々書かれておられますけれども、  
これは、十歳以上六十四歳以下人口、いわゆる現  
役世代と、六十五歳以上人口、引退された世代の  
方々との比率を示したものであります。言い換え  
ますと、何人の現役世代で、一人の高齢者を支え  
ているのかということを示している数字というこ

ともいえるわけでありませうが、これ、〇・〇年の  
時点で、一・六倍、こういう数字になつておりま  
す。つまりは、一・六人でお一人の高齢者、お年  
寄りをお支えをしているというところであり、これ  
が一・〇五年には、一・一人でお一人の高齢者を  
支え、二〇五〇年には、一・一人でお一人のお年寄  
りを支えるという、こういう状況であります。

このままでは、今の社会保障料の負担だけでも  
国民の皆様にとっては大変大きな負担感があるわ  
けであります。これ以上負担が増えるというこ  
とに対しては、よほど国民の皆様がきちんとした  
説明を仮にしたとしても、この負担に耐え切れな  
くなるということが懸念されるわけでありませう。

そこで、負担の在り方について御質問申し上げ  
たいと思つております。今申し上げましたとおり、この  
社会保障料というものは現役世代というわけであ  
りませうが、この負担の限界について政府ではどの  
ように御配慮をされているかという、この点につ  
いては御質問したいと思います。

○国務大臣(与野野野) 我が国の社会保障給

付財源の約三分の二が社会保障料で賄われており  
ますけれども、その負担の多くは勤労世代に集中  
しているわけでありませう。社会保障改革の方向と  
して、若者世代への支援を強化し、全世代対応型  
の社会保障とすることなどの基本原則が掲げられ  
ていることも踏まえつつ、税と社会保障料の適切  
な組合せや世代ごとの負担の在り方について考え  
ていく必要があると思つております。

○川合孝典君 先ほどのパネルに、見返らせてい  
ただきました。社会保障給付費の推移のグラフ  
であります。先ほど、一・六倍に給付費が増え  
たと申し上げましたが、その下のところ、国民所  
得のところを御覧いただきたいと思つていますが、こ  
の二十年間、一九九〇年から、二〇一〇年までの  
十年間、国民所得は、百四十七兆円から昨年、百  
四十六兆円、こういう数字であります。つまり、  
給付、負担は、一・六倍に増えているにもかかわらず、  
国民の所得が、家計の収入が増えている、全く



(委員長退席、理事在席)

このことこそがこの問題の根底にあるわけでありまして、もちろん財源ということで、給付費、いわゆる税の問題をどうするかということの議論も大切なわけでありまして、国民の皆様が、世論調査では、消費税を上げることにどう思うかという、こういった問いかけに対しては、実は多くの国民の皆様がこのままではたないから上げる必要はあるんじゃないかという御意見を示される。その一方で、本当に上げてしまったときに払えるのかというところの懸念があるわけですね、所得が増えないから。だからこそ、実際に上がるということに対して大きな抵抗感を示されるわけでありまして、私が申し上げたいのは、この税の議論をする、それと同時に、いや、それよりもむしろ早くますその前の段階で国民所得を増大させるために何をやるのか、このことこそが大切だということには私どもも思っています。

したがって、この点への対応をどうするかの説明をきちんと国民の皆様にお示ししない限り、決して国民の皆様には御納得いただけないと思っております。したがって、この点についての御認識をお伺いします。

○国務大臣(与謝野馨) 結局、我々がやらなければならぬことは二つあると思っております。それは、無駄の排除を含めた歳出削減、第二は経済成長による国民所得の増大、それから三番目は税制改革による収入の確保と、これは三つを順番よくやれという意見と、三つを同時にやれという意見と両方あります。三つを順番によくやりますと永久に仕事は進まないと思っております。この二つのことを同時にやっていくというのが政治の責任ではないかと思っております。

○川合孝典君 この順番が非常に大切なわけでありまして。負担の議論だけが先走りしてしまう。そのことによつて誤解が誤解をどんどん呼んでいくということが状況としてはございます。したがって、今、与謝野大臣がおっしゃって

ていることは、そのことは私自身としては理解はいたしますが、そのことを、ではいかにして国民の皆様が御理解をいただくのかということ、この努力はもつとされるべきだと思っております。この点いかがでしょうか。

○国務大臣(与謝野馨) これは、国民の御理解をいただくために今進めている作業を御説明申し上げたいと思っております。一つは、この消費税に逆進性があるのではないかと御意見があります。これに対してはきちんとお答えをしなければいけないということで、消費税を導入した場合、所得の低い方々に對してどういふ影響があるのかと、これはきちんと説明できなければいけないと思っております。

それからも一つは、先生先ほど言われたように、経済に對してどういふ影響があるのかと、個人の生活、消費行動に對してどういふ影響があるのかと、どこまでの消費税が経済あるいは国民の生活にとつて耐えられるのかと、こういうこともきちんとお答えを出さなければならぬわけですね。一言で言えば、消費税を上げたときの経済に對する影響というものはきちんと国民にお示ししなければならぬ。

(理事在席)

もう一つ大事なことは、これは税法百四条の中にもはつきり書いてありますが、消費税を将来仮に上げた場合、この使途は年金、医療、介護、少子化だけに使うと、しかもそのことを明らかにするためにその消費税収入は区分経理をします。区分経理をするというのは、出と入りと、出というものを明白に他の経費と区分して経理をするということによつて、国民からいただいた消費税はどの経路を取るか別にして社会保障給付として国民に返ると、このことをはつきりさせるというのが百四条の趣意でございます。仮に将来消費税を上げるときには、今の三つのことはきつちり国民に御説明をしなければならぬと思っております。

○川合孝典君 おっしゃるとおり、今国民の皆様

の感情としては何とかしなければいけないと。したがって、そのための負担ということについても考えなければいけないと思われている反面、集めた税金が何に使われているか分からないということに對する不信感、このことが根底にあるわけでありまして。

したがって、今、与謝野大臣がおっしゃいましたとおり、何の目的で集めてそれがどのような使途に使われるのかという、それがきちんと国民の皆様にお示しできる、そういうシステムをいかにして構築するか、このことこそがこの一体改革の私は肝なところではないかと思っております。是非ともそういう方向へと、かつ誤解を生じないような説明を十分した上での対応というものをお願い申し上げます。

時間がなくなつてまいりましたので次の質問に移させていただきます。社会保険と税にかかわる番号制度、この部分について御質問をさせていただきます。

社会保険と税の一体改革のこの番号制度はインフラということになるわけでありまして、早期導入に向けて今丁寧かつ集中的な作業をしていくことが求められていると思っております。以前の住基ネットといったようなものに対する国民の皆様への反感だとか当時の意見というものを考えたときに、この番号制度というものが、体どういふものなのか、そしてこれをつくることとどういふメトリックが国民の皆様が生じるものなのかということとをきちんと国民の皆様が御説明する必要があると思っております。

したがって、この機会に、この社会保険と税にかかわる番号制度のメトリックについて御説明をお願いしたいと思います。

○国務大臣(与謝野馨) 社会保険と税にかかわる番号制度の導入によりまして、より正確な所得把握をする、真に手を差し伸べるべき人に対する社会保障の充実と効率化を図ると。第二には、国民の負担の公正性を確保し、社会保障制度に對する

る国民の信頼を確保する。第二に、情報化社会のインフラとして国民の利便性に更なる向上を図るということでございます。

こういうコンピュータの時代ですから、税も社会保障もコンピュータで整理した方がより公正な結果が私どもは出ると思っております。

○川合孝典君 ありがとうございます。いすれにいたしましても、税と社会保険の一体改革は避けて通れない問題でございます。したがって、この作業をきちんと行うことによつて国民の皆様が明るい未来を御提示するのが私たち与党民主の責務でございます。是非とも全力での取組をお願い申し上げます。私からの御質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○委員長(前田武志君) 以上で川合孝典君の質問は終了いたしました。(拍手)

○委員長(前田武志君) 次に、世耕弘成君の質問を行います。世耕弘成君、今日は年金と社会保障の問題ですけれども、その前に一つ、土肥隆一民主党衆議院議員についてお伺いしたいと思います。

まさかこの国に、党派を超えても、この国に我が国の領土を売り渡すような文書にサインをする議員がいるということ、考えられない。本当にみんな驚いていると思っております。

この土肥議員は、菅総理の長年の盟友であり御近であると言われております。民主党の中でも、衆議院の政論審の委員長を務めるぐらい地位の高いベテラン議員であります。菅総理は、昨日、ぶら下がり取材で遺憾であるということはおっしゃいましたけれども、その他、この側近である土肥議員に對して何か具体的な働きかけや行動を起こさなかったか。お伺いしたいと思います。

○内閣総理大臣(菅直人君) この土肥議員の発言は極めて遺憾であります。竹島は我が国の固有の

領土であり、そのことは変わりない事実であります。

この土肥議員の発言について、現在、内閣のメンバーに入っておられるわけではない関係もありまして、現在、党の方で、党の立場あるいは国会での立場でどのように対応するか、今、御本人の意見も聴取しながら検討していただいている、そういう状況にあります。

○世耕弘成君 この問題についてもう一回聞きま

電話をするとか、本人を呼んで叱るとか、あるいは、もう離党しろとか、議員辞職しろとか、そういう本人に対する、菅総理、民主党の代表として、あるいは長年の盟友として、側近として仕えている議員に何か具体的な行動は取られたんですか。イエスカノーかでお答えください。

○内閣総理大臣(菅義偉) この問題について幹事長と話をし、幹事長の方で対応するという、そういうことを言っていたらいいと思いますし、私も、まずは党の方で対応していただきたい、こういうふうな指示をしたところであります。

○世耕弘成君 全く土肥議員に対して直接行動を取られていないということがはつきりしたと思えます。これ、もし私が同じようなことをやったら、私が御事している安倍元総理は、恐らく私に直ちに電話をしてきて、絶縁宣言と議員を辞めろということをおっしゃると思います。菅総理は閣上に関して、領土に関してその程度の思いしかないということがはつきりしたと思えます。

さて、本題の年金問題に入りたいと思えます。年金問題第一号、消えた年金問題、そして第二号、消された年金問題、この問題については我々自民党全員が深く反省をしております。そして、反省しているからこそ、社会保障の解体に取り組んで日本年金機構というのをつくりました。年金記録の回復にも全力を投入してきました。先ほど大塚副大臣は、五千万のうち四千万が回復したとごうなりましたが、そのうち大半は自民党政権時代に回復をしております。そして、民主党政権も自

民党がやってきた同じやり方で引き継いでやってもらっています。先ほど、紙台帳の照合現場を視察したと副大臣おっしゃいましたけれども、そのシステムも自民党時代に設計して導入されたシステムであります。だから、我々必死に取り組んでまいりました。しかし、それでも国民には許していただけなかった。だから、この間の衆議院選挙で我々は政権から降りた大きな原因になったのがこれだということに思っています。

そして、野党になった後も、この年金記録問題については真剣に取り組んでいます。そして、民主党、与党側から提案された年金確保支援法という法律についても、我々は協力をしてアドバイスをしてより良い法案にして、与野党で合意をするということもやってきています。我々は身にしみて反省をしております。

しかし、年金問題第二号とも言うべき主婦の年金問題、運用三号について、先ほどの民主党の議員の方は、あたかも自民党の責任であるようなことをおっしゃいました。これは違う。下手をしたら数兆円の財政への影響が出かねない行為を、国民が不公平だと怒る行為を、法改正なしで、課長通知一本で全国的にやろうとして、三月二十九日、民主党政権の長官大臣の下で方針を決め、四月十五日、細川大臣の下で通知を发出したというこの事実、これは私は完全に民主党政権の責任であると思えます。

しかし、我々自民党議員が二月末から予算委員会等で取り上げてこの問題が問題化をし、そして三月四日、私の質問に対して、細川大臣は全く知らなかつたままこの通知をやつたということも判明をした中で、慌てて三月八日にこの運用三号は撤回をされて、そして法律措置によってやるということが発表されたわけでございます。

そのことは私は正しい評価だと思えます。正しい方向だと思えます。自民党や民主党や政府からいい案が出てくれば、我々もしっかり議論に参加をさせていただく、この問題をいたずらに引き延ばすようなこともいたしません。

しかし、これを法外措置でやる場合にしても、年金制度の中では極めて特異な特徴、特徴を認める法制度ということになります。だから、これをやるからには、その前提として、やはりあの課長通知がどういふ経緯で発出されたのか、そして誰の責任なのかということも明確にしていただかなければいけませんし、この国会で知らなかつたことと答弁をされた細川大臣、ほかの面でもう答弁がぶれぶれの件がたくさんあります。この細川大臣に、果たしてこの重要な法律を国会にきちつと説明をして、国会論戦をちゃんとやっていくだけの適性があるのかどうか、そして、法改正をした場合、何人の人によって影響が出るのか、国の財政にどういふ影響が出るのかということ、そして、対象となる人に本当に過失がない、善意の人なのか、あるいは本当は切り替えようと思つたらできたのに、それをやつてこなかつた人なのか、その辺をしっかりと検証していかなければいけない。

課長だけを更迭するというようなトカゲのしつぽりや、あるいは大臣、政務官の給料、マスコミは全額返還とごつていますけれども、逆に、大臣の給料の大部分は議員歳費です。ですから、大臣手当の部分返納するだけですから、給料としては二割カットしただけだ。こういういふいかげんな対応では認められないということをおっしゃるながら、質問に入つていきたく思っています。

まず、大臣の適性を確認をしていきたい。大臣はいいかげんな答弁を繰り返されていきます。三月四日、私の質問に対しては、この課長通知についてはごおっしゃいました。事実を申し上げておられますけれども、その通知については私は当時知りませんでしたと答弁した。ところが、その数日前の二月二十五日には、衆議院予算委員会に加藤勝信議員が、大臣が判断された、あるいは大臣が御了解された、最終的には大臣が決定された、これにこの措置が作られた、そうでしょうと聞いたら、大臣は、当時、厚労大臣として最終的

な責任は私にありますからそういうことになりませんと、あたかも知つていたかのようなことをおっしゃっているんです。細川大臣、どっちが本当なんでしょうか。

○国務大臣(細川律夫) 私の答弁では、世耕先生の方に答弁したのが正しい答弁でございます。○世耕弘成君 これね、衆議院の皆さん怒つてくたさい。衆議院ではいかげんな答弁をしております。もう一つ、私への答弁の中で一つ問題を発見をいたしました。私は、この運用三号というのがこのままやられたら悪用されるんじゃないかということをおっしゃりました。その例として、外国人の夫婦の例を挙げました。外国人が夫婦で日本へやつてきて、そして旦那さんが企業に就職する。そうすると、旦那さんは二号被保険者になつて旦那さんは自動的に三号被保険者になる。で、六か月ほどで旦那さんが、また夫婦で母国へ帰つた。旦那さんは会社を辞めますから二号被保険者の権利は失います。けれども、旦那さんは三号被保険者の権利は手続をしない限りそのままになる。そして、十五年後、この人が、旦那さんが帰つてきて私に運用三号を適用してくれと言われたら、二年分払うだけで国民年金年間大体五十万円ももらえることになつてしまふ、こういう悪用がありませんかと言つたら、大臣はこう答へました。機構の方から本人に通知をして四か月連絡がなければ抹消するので今後は起こらないと、私に向かつてこの場で答弁をされました。

これ、年金制度の中に抹消という手続はあるんですか。○国務大臣(細川律夫) 外国人の場合、国籍が外国でして日本に住んでいない場合、住所がない場合、これは国民年金法の被保険者からなくなるといいますか、消えることになつております。そういう意味では、今委員が示されましたその例では、既に国民年金法からいけば除籍のよな形になりますから、それでこの適用はされないう、したがつてそういう場合には被保険者にもな

らないと、こういうことでは、

○世耕弘成君 これ、年金局長お見えですから確  
認したいと思えますけれども、外国人で、帰国し  
て、帰国先の住所も分からないで郵便物を送つて  
も着かない、そんな中でこの抹消ということでは  
できるんですか、教えていただきたいと思えます。  
○政府参考人(榮畑潤君) 今お話し的那样な方  
であつても、国民年金法上、被保険者資格がなく  
なるということでは、

○世耕弘成君 いや、もう一度。

だから、これ、外国人で通知が着かなくてもや  
れるんですか。郵便が着かなくても抹消というこ  
と、できるんですか。  
○政府参考人(榮畑潤君) 国民年金法上は、外国  
人の方が外国に出られたようなときには被保険者  
資格はなくなるということでは、

○世耕弘成君 もう、つお伺いしたいと思いま  
す。  
大臣は、省内の把握が私は十分できていないと  
思う。三月八日の衆議院厚生労働委員会であつた  
事務官が、十一月十五日以前に私は聞いておりま  
した、相談として受けていたということは事実関  
係としてあると答弁をされております。

岡本事務官にお伺いしたいと思いますが、これ  
は事実ですか、どうでしょうか。何日にお聞きに  
なつたんでしょうか、お伺いしたいと思います。  
○大臣事務官(岡本充功君) お答えいたします。  
衆議院の厚生労働委員会が答弁をされたとい  
たとおりでございます。

また、日時については、昨日調べましたけれど  
も、定かではありませんけれども、十二月ごろ、  
物価スライドの扱い、基礎年金国庫負担二分の一  
の取扱いなど様々な課題がある中で、事務方から  
聞いた記憶がございます。

○世耕弘成君 政府官が、十二月十五日、この年  
金記録回復委員会最後の決断が示されるまで、  
この通知が出る、結論が出るまで知つていて、  
大臣がその一か月以上後に知る、これだけ重要な  
問題なのに、政務三役一体と、これ民主党政の行

でしよう、政治主導というのは、そのチームワ  
ークが全くとできていない、

これ、報告、相談しなかつた岡本事務官の責任  
について、大臣、どういふふうにお考えになりま  
すか。

○国務大臣(細川律夫君) 岡本事務官は、この運  
用三号について、事務方の方で事務的に進んでい  
るといつたこと、報告を受けたということでありま  
して、そのときにそれを私の方に政務官から報告  
がなかつたということについては、これは私は、  
それは事務方の処理の報告でありますから、わざ  
わざ私の方に報告する必要はないと、この判断  
されたんだと思つて。

○世耕弘成君 これは、ただでさえ政務三役で一  
体となつて責任を持つてやつておつたのに報  
告しなかつた。私も総務大臣事務官やつていたこ  
とありますけれども、もし方が、百万人に影響  
を与えるかもしれない、財政的に放免規模の影  
響が出るかもしれない、そういう通知を課長が出  
そうとしておつた、そのことが年金記録回復委員  
会に諮られるということであれば、私は必ず大臣に  
相談したと思つておつた。この辺がもう完全に、細  
川大臣、省内の把握ができていないと思つて。

そしてもう一つ、胸を張つて知らなかつたお  
つしやつておつた、大臣は知るチャンスがあ  
つたんです。十一月十五日、通知が出される一  
日前、十二月十四日に年金記録回復委員会が開  
かれました。

もう一回、これはこの間もお答えいたしてい  
ますが、大臣は出席されましたよ。  
○国務大臣(細川律夫君) その年金回復委員会へ  
は出席をいたしました。出席をいたしました、日  
頃挨拶をして退出をいたしました。

○世耕弘成君 日頃挨拶をして退出をしたつて、  
何か結婚式に来賓で出たようなことを言わないで  
ください。これ、年金記録回復委員会というのは  
式典でも何でもありませんよ。これは年金問題に  
対応して国民の視点から検討して、厚生労働大臣

に助言をするための委員会であると規定されてい  
る委員会ですよ。ここに出席をするに当たつて、  
それは日頃上、挨拶をして、出られるかもしれな  
いけれども、その委員会でもどういふ議論が行わ  
れるかというのは事前に官報から説明を受けな  
かつたんでしようか、どうでしょうか。

○国務大臣(細川律夫君) 事務方からの、年金記  
録回復委員会でのどういふ議論があつて、その議  
事の内容についての詳しい説明は私の方にはござ  
いませんでした。

ただ、年金回復の委員会があるということを開  
きまして、その秘書官の方からは、年金の紙台帳  
とそれからコンピュータの記録、この突合の間  
題などが議論のようだと、こういう話は聞きま  
したけれども、それ以上は聞きませんでした。

○世耕弘成君 これ、民間の忙しい方が大臣に助  
言をするためにわざわざ集まつていらつしやるん  
ですよ。そこへもういかに、挨拶を読むそのま  
ま挨拶してきたつて感じじゃないですか。  
中後に報告は受けなかつたんですか。どうい  
う話があつたのか教えろということ、事務局に指示は  
されなかつたんですか。

○国務大臣(細川律夫君) そのときの年金回復委  
員会、その運用三号とかいうような、後で報告  
はございませんでした。  
○世耕弘成君 このとき挨拶をして出席された  
ということですが、この年金記録回復委員会  
を中座してまで出なかつたらいけない用事とい  
うのは何だつたんでしようか。

○国務大臣(細川律夫君) そのときは年金の問題  
がいろいろございまして、そのときの課題とい  
うのは、物価スライドによつて来年度の年金が下  
がついて、こういうことが出てまいりました。それ  
いかという意見なども出ておりました、そのとき  
にその問題で総理のところ、官邸のところへ行つ  
てその話をすると、こういうことで、そのときは  
総理のところに出かけるということでは挨拶だけと

いうことになつたところでは、物価スラ  
イドのことで総理とお話をさせていただきまし  
た。

○世耕弘成君 我々総理に呼ばれているといつて  
も、少なくともあなたに助言をするために皆さん  
集まらされている。その助言の結果がどういふこと  
だつたかといふのを必ず聞いていれば、この会議  
で、例えばこの運用三号について、他の記録問題  
と違つて制度そのものの問題であり、質的に違  
うという意見が出ていたり、あるいは真面目に私  
に對する不信行為と認識するといふ意見  
も出ていたということを知つて、政治家、大臣と  
して、あれつと思つてアクションを取れる最後の  
チャンス、これを大臣はみすみす、ちゃんと報告  
を受けなかつたことによつて逃された。この責任  
は不可避だと思つて。

そして、もう一つ……(発言する者あり) 谷岡  
議員、静かにしてください。やじらないんじやな  
いんですか。  
元々、二月二十四日の衆議院の答弁、正式に  
「今後の対応について」という紙まで提出をし  
て、今後決定に向けた事務処理や年金の支給は留  
保するといふふうにお答えになりました。ところが、  
三月四日、この予備委員会、私の指摘で、  
実は四百九十三人分はもう三月十五日、随時払い  
の振り込みの事務作業に入つて止められない  
といふ答弁をされました。これ、衆議院に對して  
は答弁や紙の訂正はもうされましたか。

○国務大臣(細川律夫君) これは、もう既にこの  
通知の方を留保すると、こういうことももう解除  
を今いたしております。  
それで、今委員の言われました三月の随時払い  
の件につきましては、私が申し上げたのは、随時  
払いをするには、もう既にコンピュータの作動  
に入つていまして、もうそれは駄目だといふような、物  
理的にちょっと駄目だといふお話を、それから、そ  
被保険者として既に決定をされておりました、そ  
うしますと受給権も先年をされているといふよう  
なことから、もうやむを得なく支払と、こういうこ

とにさせていたところでございます。  
○世耕弘成君 全く答弁に、答えていない。これは私、本当時閣議してほしいです。二月二十四日付けで衆議院に紙まで出してお答えになっている。その答弁は訂正されたんですか。イエスかノーかでお答えください。  
○委員長(前田武志君) 答弁側においては質問者の質問に的確に答えてください。(発言する者あり)お静かに。

○國務大臣(細川律夫君) 正式な形で、それが通った対応をしたと、こういうことについて、正式に書面とかそういうものでいたしておりません。  
○世耕弘成君 本町に不誠実な対応ですね、これ。衆議院の皆さん、監視されているから怒った方がいいと思いますね。  
そして、じゃ、もう一つ中身を。

一月末にこの通知について大臣は知つたと、そのときに事務方を叱つたんだというふうにおっしゃっていますね。一月末にはもう総務省の年金業務監視委員会もこの問題を問題視をしていたと、この一月末に大臣が初めて知つて事務方を叱つたときに、ここで、一切の事務処理を止める手続をしていけば、この二月十五日の振り込みは、二月二十日手続に入るわけですから、一月末に止めていれば止まつたんです。どうして、これは一月末に初めて知つてますかと思つたときに全部作業を止めるという指示を出されなかつたんですか。

○國務大臣(細川律夫君) そのときには、事務方からこの運用三号について話がありました。これについて、せんだつても申し上げましたように、公平性というところからこれは少しい問題だというふうにも思いました。  
しかし、行政的には運用三号が既に始まつておりまして進んでおりますから、したがって、これを止めるかどうかというところは、これは即、私がかつて決断するというよりも、この問題をしつかりと把握をして、そこで判断しなければいけない

と思つて、そこで私が考えたのは、一月二十八日には総務省の方の年金業務監視委員会、これが開会をされると、そこでこの問題も議論されるということでございます。  
そして、そこへは大塚副大臣も出て、あるいは厚生労働省の方の年金回復委員会のたしか委員長もそちらに出られて御説明もすると、こういうふうなことも聞いておりましたので、私は、衆議院などのいろんな委員会でお答えしたのは、そういう年金業務監視委員会の、そういうところの議論もよく聞いて、そこは総務大臣に意見も申し上げ、総務大臣から私の方に意見をくれるというふうなそういうシステムになつておりますから、そういうところを、それは……(発言する者あり)ちよつと……(発言する者あり)

いやいや、非常に大事なところですから、大事などころですから聞いてください。これは、年金業務監視委員会というのは、政府の中で年金業務について、それについてチェックするような機関でもございますから、そういうところのいろんな御意見、判断も私は尊重しなければいけないと、そう思つてすぐに判断はしなかつたわけでございます。

○世耕弘成君 すぐに反応しないといつても、結局これ国会で問題になるまで放置したんですよ、厚生労働大臣。総務省のせいにしちやいな言ひじやないですか。総務省が遅かつたみたい言ひ方になりますよ。  
二月二十四日の国会に提出する、紙で国会に提出されたんですから、非常に重要な大臣名のペーパーを作るときに、完全に止まつているのかというところを確認されなかつたんですか。二十日にもう振り込みの作業が始まつているのに、二十四日にもう全部支払を止めますというペーパーを出されたんです。そのとき確認されなかつたんですか。

○國務大臣(細川律夫君) 二十四日の委員会が終りまして、そこで理事会の方に提出をせよと、こういうことになりましたから、私が委員会でお話をしたことをペーパーにさせたところでございます。  
そのときに、いろいろときちつとそれぞれのこところのお話も十分聞いて、それでそういうペーパーを出せばよかつた、まあ今からは思つておられますけれども、これは衆議院の委員会に対しては大変失礼なことをしたと、こういうふうには今反省をいたしております。

○世耕弘成君 反省していると口でおっしゃっているけど、まだ訂正してないではないですか。三月四日に私の質問で分かつたのに、全然誠実じゃないですよ。  
大臣、これね、大臣が一月末に知つていて、すぐアクションを取らなかつたがために、結局四百九十二人の方には振り込まれてしまふんですよ、これ、十五日に、あと五日、日本年金機構の人とか事務方の人たちはできませんと、言うかもしれないけれども、大臣、リーダーシップで、手作業でもいいからこの四百九十二人分銀行に振り出してもらつて振り込みを止めるべきだと思いませんか。それぐらいのことはやつたらどうでしょうか。お答えください。  
○國務大臣(細川律夫君) これは、個別にそういうことをすることはもうできないというお話でございます。

ただ、私が申し上げたのは、そのできないというのと、それから既定の人たちの受給権というのことは、法律的にはこれはもう行政行為によつて既に発生しておりますから、これは払うということとは、これはまたその方向でいろいろやらなければいけないことだというふうにも判断もしております。  
○世耕弘成君 もう結局止める気もない、もうそのまま振り込んで払つちやう、今なら止めれると思つて、民間の感覚だったら、銀行に行つて、大臣それぞれ銀行の頭取と会つて、止めてくれと、何とか怖むと言ふべきじゃないですか、お答えください。  
○國務大臣(細川律夫君) 既定者として受給権

者に對してはこれは支払うということにいたしましたけれども、しかし、この人たちに對しては、私どもが今考へております法律によりまして抜本改善をつくと、こういうことをお約束をしていられるわけでございますから、それができたときには、それは一月、日まで遡つて適用するような場合には、そのところは減額などの調整ということもするということをお人たちに御通知も申し上げて、その支払もすると、こういうことでございます。

○世耕弘成君 全くこれ、民間の感覚では理解できない。且お金渡つちやうなんです、勝手に、それを後で返してくれなんて、大変な作業になりますよ、また現出の人たちも。これは私は、もつとリーダーシップを取つてやるべきだと思つた。が、やる気がないというのがはつきりいたしました。  
大臣はもうこの答弁が変わる。そして、長通知に關して知るチャンスがあつたのに、その知るチャンスを逃した。内部の掌握もできていない。政務官とのコミュニケーションもできていない。そして、振り込みストップを自分のアクションで止めようというリーダーシップもない。こんな大臣の下ではこんな大改正なかなできませんよ。そのことを私は明確に指摘をしておきたいと思つた。  
その上で、過去の経緯を伺います。  
昨年三月二十九日の年金記録回復委員会は結論を出したと言つていますが、その結論はこの方向で検討するとしか言つていないんです。その後、誰が検討して、誰がいつ結論を出したんでしょうか。これは年金局長にお伺いしたいと思います。

○政府参考人(桑畑潤君) この運用三号問題につきましては、一昨年十一月の旧社会保険庁が職員などに対して行いましたアンケート調査によつて明らかになつたところでございますが、この結果を聞きまして事務方では対応策を検討して、昨年三月二十九日、当時の大臣に御相談をして、御了承